

下関市立美術館 施設使用について

- ◎ 1階の展示室（第4展示室） ◎ 講堂 ◎ 光庭
- ◎ 造形室 ◎ 窯場

1. 利用の内容

文化・芸術・学術に関連した催しや活動にご利用いただけます。

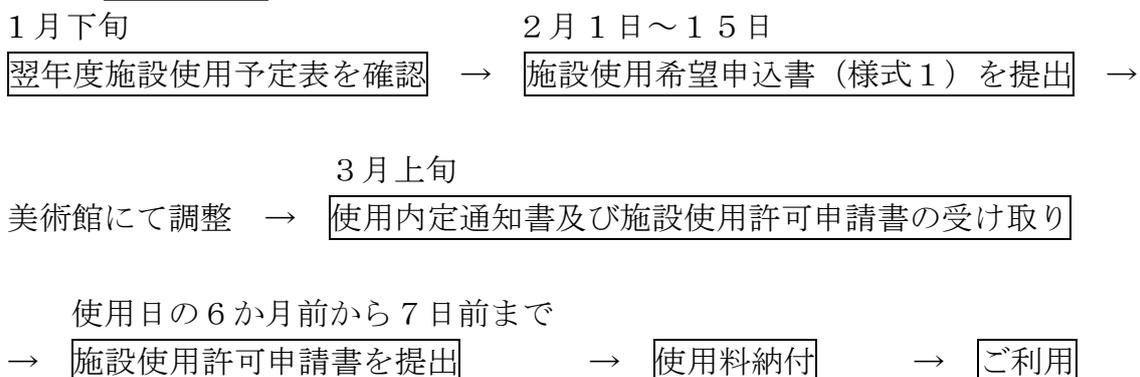
2. 利用方法

【第4展示室・講堂・光庭】

1月下旬に翌年度施設使用予定表を美術館ホームページ等でお知らせいたしますので、2月1日～15日の間に同年4月から翌年3月までの施設使用希望申込書（様式1）をご提出ください。この際、過去に当館での使用実績のない場合は団体概要（団体の規約など）、活動実績（今までの活動内容など）、申請する行事等概要（具体的に内容がわかるもの）を添付してください。美術館にて調整を行い（申込の使用希望日が重複し調整が難しい場合は抽選）、3月上旬に施設使用内定通知書及び施設使用許可申請書（展示室等）をお送りしますので、使用日の6か月前から7日前までに施設使用許可申請書（展示室等）をご提出ください。なお、内定後に空きがある場合は随時申込が可能ですので、美術館にお問い合わせください。

※注意：光庭は第4展示室に付随しての使用に限ります。

利用の流れ



【造形室】

4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月の各使用期間初日の属する月の5か月前の月の下旬（11月、2月、5月、8月の下旬）に造形室使用予定表を美術館ホームページ等でお知らせいたしますので、その翌月の1日～15日（12月、3月、6月、9月の1日～15日）の間に造形室使用希望申込書（様式2）をご提出ください。この際、過去に当館での使用実績のない場合は団体概要（団体の規約など）、活動実績（今までの活動内容など）、申請する活動概要（具体的に内容がわかるもの）を添付してください。美術館にて調整を行い（申込の使用希望日が重複し調整が難しい場合は抽選）、造形室使用内定通知書及び施設使用許可申請書（造形室）をお送りしますので、使用日の3か月前から7日前までに施設使用許可申請書（造形室）をご提出ください。なお、内定後に空きがある場合は随時申込が可能ですので、美術館にお問い合わせください。

利用の流れ

使用月	施設使用予定表公表	使用希望申込	使用許可申請提出
4～6月	11月下旬	12月1日～15日	使用日の3か月前から 7日前まで
7～9月	2月下旬	3月1日～15日	
10～12月	5月下旬	6月1日～15日	
1～3月	8月下旬	9月1日～15日	

→ 使用料納付 → ご利用

※令和元年度のみ、使用月10月～12月については下記のとおり変更します。

使用月	施設使用予定表公表	使用希望申込	使用許可申請提出
10～12月	8月中旬	8月15日～31日	使用日の7日前まで

→ 使用料納付 → ご利用

【窯場】

窯場は、造形室で作成した作品の焼成を目的とした使用に限ります。

原則、特別展開催時は使用できません。

原則、利用可能時間は午前9時30分～午後5時までです。

焼成方法についての指導は行いません。経験者が対象です。

後日、窯場使用予定表を美術館ホームページ等でお知らせいたします。

窯場の1回の使用は8日以内とします。

窯の使用は、窯場の1回の使用につき1回とし、1か月に3回までとします。

美術館の最大需要電力を調整するため、午後4時45分～午後5時までに窯のスイッチを入れてください。

プロパンガスによる還元焼成など、窯の過負荷となる使用はできません。

4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月の各使用期間初日の属する月の5か月前の月の下旬（11月、2月、5月、8月の下旬）に窯場使用予定表を美術館ホームページ等でお知らせいたしますので、その翌月の1日～15日（12月、3月、6月、9月の1日～15日）の間に窯場使用希望申込書（様式3）をご提出ください。この際、過去に当館での使用実績のない場合は団体概要（団体の規約など）、活動実績（今までの活動内容など）、申請する活動概要（具体的に内容がわかるもの）を添付してください。美術館にて調整を行い（申込の使用希望日が重複し調整が難しい場合は抽選）、窯場使用内定通知書及び施設使用許可申請書（窯場）をお送りしますので、使用日の3か月前から7日前までに施設使用許可申請書（窯場）をご提出ください。なお、内定後に空きがある場合は随時申込が可能ですので、美術館にお問い合わせください。

利用の流れ

使用月	施設使用予定表公表	使用希望申込	使用許可申請提出
4～6月	11月下旬	12月1日～15日	使用日の3か月前から 7日前まで
7～9月	2月下旬	3月1日～15日	
10～12月	5月下旬	6月1日～15日	
1～3月	8月下旬	9月1日～15日	

→ **使用料納付** → **ご利用**

※令和元年度のみ、使用月10月～12月については下記のとおり変更します。

使用月	施設使用予定表公表	使用希望申込	使用許可申請提出
10～12月	8月中旬	8月15日～31日	使用日の7日前まで

→ 使用料納付 → ご利用

3. 使用料

使用料は、施設使用許可書と併せて交付する納付書により、指定金融機関において納付をお願いします。原則として、一度納められた使用料は還付できません。

(1) 利用時間区分と使用料

【第4展示室・講堂・光庭・造形室】

区分		午前9時30分 から正午ま で	午後1時から 午後5時まで	午前9時30分 から午後5 時まで
展示室		円 2,460	円 5,070	円 7,550
講堂		1,840	3,710	5,690
光庭	壁面及び床面を 用する場合	2,000	3,200	5,200
	壁面を使用する場 合	1,000	1,600	2,600
	床面を使用する場 合	1,000	1,600	2,600
造形室		750	1,200	1,950

備考 展示室の利用者は、光庭の展示室側の壁面を使用することができます。この場合において、当該壁面の使用料は、無料とします。

【窯場】

区分	使用料
窯場	1回（8日以内） 4,500円

- 備考
- 1 陶芸窯の使用は、窯場の1回の使用につき1回とします。
 - 2 陶芸窯を使用する場合は、別に電気代実費を徴収します。
使用後に納付書を送付しますので指定金融機関で納付ください。

4. 注意事項（各施設共通）

- ・施設の管理上支障があると認められるときは、施設の使用を許可しないことがあります。
- ・当館が所有する備品類を使用する場合は、「備品等使用簿」に必要事項を記載し、破損等がないよう注意をして使用してください。また、使用後は清掃して元の場所に戻してください。
- ・使用を許可されていない施設や区域の立ち入りはできません。また利用会場への出入りについても、使用許可された時間区分以外はできません。
- ・作品の運搬に使用する箱などは、展示期間中、美術館に置くことができませんのでお持ち帰りください。
- ・原則、材料などは、利用日当日に搬入し、利用日以外は美術館に置くことはできませんのでお持ち帰りください。

5. 関係書類提出先及び問い合わせ先

下関市立美術館

〒752-0986 下関市長府黒門東町1-1

TEL083-245-4131 FAX083-245-6768